

役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は社会福祉法人丸子福祉会の役員等の報酬等について定める。

(定 義)

第 2 条 この規程でいう役員等とは、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）をいう。

2 当法人の役員及び評議員は非常勤勤務とする。

(役員等の報酬)

第 3 条 役員等が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表 1－1 により報酬を支払うことができる。

(理事長には支払わない)

2 評議員の報酬等年間総額は、定款第 8 条において 30 万円を超えないものとする。

3 役員の報酬等年間総額は、50 万円を超えないものとする。

4 役員等が理事会及び監事会並びに評議員会に出席した場合の報酬は無償とする。

(支給の方法)

第 4 条 役員、評議員への報酬等の支給は、現金で支給する。

(公表)

第 5 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用を準用)

第 6 条 役員等以外の者が、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたったときは、別表 1－2 により報酬を支払うことができる。

(適用除外)

第 9 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第 10 条 本規程を改正する必要がある場合には評議員会の決議を経なければならない。

付 則

1. この規程は平成 29 年 8 月 19 日に制定し、平成 29 年 9 月に行われる評議員会の決議をもって施行される。

別表1-1

名 称	報 酬
理事業務報酬	3, 3 4 1 円 (半日)
監事報酬	1 1, 1 3 7 円 (1日)
評議員業務報酬	

別表1-2

名 称	報 酬
役員等以外の者の業務報酬	3, 3 4 1 円 (半日)
	1 1, 1 3 7 円 (1日)

平成29年 4月1日より

* 報酬には源泉所得税が課税されるものとする。

* 平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間に生じる所得については源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税が併せて徴収される。
源泉徴収すべき所得税額の2.1%相当額となる。